Title	バーミングハムの白人聖職者たちによる一連の声明とマーティン・ルーサー・キング・ジュニアの獄中書簡との対立
Author(s)	森田, 美千代
Citation	キリスト教と諸学 : 論集, Volume28, 2013.3:184-203
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/de tail.php?item_id=4460
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

## バーミングハムの白人聖職者たちによる一連の声明と マーティン・ルーサー・キング・ジュニアの獄中書簡との対立

森 田 美千代

#### はじめに

それら三つの声明の内容を確認し、それら三つの声明の内容の変化をも、明らかにしたい。さらに、キングの獄中 と同年九月七日にも出されている。白人聖職者たちによる声明は三回出されていることや、そしてそれら三つの声 することを、目的とする。キングの獄中書簡の日付は、一九六三年四月一六日である。この書簡は、 書簡を理解することによって、キングが白人聖職者たちの声明の内容の何にこだわっているのかを、明らかにした 明は内容において変化していっていることは、あまり知られていないので――特に日本において――、本稿では 白人聖職者たちによる声明は、一九六三年四月一二日の声明が最もよく知られているが、実際には同年一月一六日 バーミングハムの八人の白人聖職者たちによって出された同年四月一二日付声明に対して、書かれたものである。 ニア(Martin Luther King, Jr., 1929-1968)の獄中書簡(Letter from Birmingham Jail)との対立を明らかに 本稿は、アラバマ州バーミングハムの白人聖職者たちによる一連の声明とマーティン・ルーサー・キング・ジュ 直接的には、

キング研究者である黒﨑真は、 アメリカ南部白 人聖職者について、 次のように整理している。

その整理の

しかた

11

は

本稿においても役にたつ。

解釈し、 行為の 秩序」 は 牧師である。 きは第三のタイプ、 積 従うべきだと考えるのである。 部 極的に支持する革新的白人牧師である。 白 遵守の立場から、 両方を非難する。 人牧師は大きく三タイプに分けられる。 人種 (中略) |隔離を支持しなかった。 すなわち南部白人牧師の大半 穏健派白人牧師は、 41 公民権運動側の非暴力直接行動と KKK (Ku っそう重要なことは、 审 略) 聖書は人種隔離を正当化しない、 第一と第二の白 [また] 第 「法と秩序」 は 穏健派白人牧師は、 ある統計では5人に4人― 人種 人牧師は、 隔離を信じる白人牧師であり、 遵守の立場から、 いずれもごく少数であった。 Klux 民主主義 あるい Klan) 彼らは連邦 は人種統合を支持すると -を占めてい の前提としての〕 など白人側からのテ 第 最 高栽の た穏健 は 人種 注 旨す 派白 統合合を 判 「法と

Conner) 義者たちの つ連邦最 力直接行動と白人テロ行為の 本稿におい 高 やアラバマ州知事ジョージ・ウォーレス (George Wallace) 非暴力直接行動にも、 栽の判決には従うべきであると、 て取り扱う牧師 は 両方を非難し 穏健派白 またバーミングハム市公安委員長ユージン・「ブル」・コナー 人牧師である。 (耐· 考える。 方を非難することは、 つまり、 穏健派白人牧師は、 穏健派白人牧師は、 その両方から非難されることでもある)、 に代表される人種分離主義者たちの行為に 一法と秩序」 キングに代表される人種統合主 遵守の立場から、 (Eugene "Bull" 非 か 暴

稿において取り扱う三つの声明の内容を正しく理解し、またそれら三つの声明の内容の変化を理解するうえで、 も反対する(両方に反対することは、その両方から反対されることでもある)。この点を理解しておくことは、 本

#### ー バーミングハム運動

要であると考える。

のであったか グハムにおいてであった。そのバーミングハムとはどういう所であり、そこで展開されていた運動とはどういうも 八人の白人聖職者たちの声明が出され、それに対するキングの獄中書簡が書かれたのは、 アラバマ州のバーミン

バーミングハムは、 アメリカ南部最大の産業都市であった。具体的には、 鉄鋼品生産では、 アメリカ最大の生産

地のひとつであった。

グハムの八分の一しか事実上発揮できない仕組みになっていた。 黒人の人口は、バーミングハムの人口三二万人の四〇パーセントを占めていた。しかし、 黒人の投票はバーミン

法前文、 立学校における人種隔離を違憲とした一九五四年アメリカ合衆国最高裁判決など、まったく聞いたこともないよう な都市であった。 法修正十四条(黒人の公民権付与)、一八七〇年に成立したアメリカ憲法修正十五条(黒人の選挙権付与)、また公 人権の観点から言えば、バーミングハムは、権利章典(アメリカ憲法修正第一条から第十条まで)、アメリカ憲 一八六五年に成立したアメリカ憲法修正第十三条 (奴隷制度の廃止)、一八六八年に成立したアメリカ憲

Southern Christian Leadership Conference) に加盟した。したがって、SCLCは、 Fred Shuttlesworth)が、「アラバマ・キリスト教人権運動 (ACMHR, the Alabama Christian Movement for Human Rights)」を結成した。この組織はその後、 ミングハムで人種隔離 そのようなバーミングハムにおいて、一九五六年の六月五日に、 (segregation) に抵抗する運動を展開することを、決定した。 キングが議長を務めている南部キリスト教指導者会議 牧師フレッド・シャトルズワース (the Reverend 一九六二年五月に、バー (SCLC, the

volunteers to serve in the non-violent campaign)を行った。キングは、次のように記している。 は か、 抗運動の後毎夜、 り込み)、 一九六三年四月三日、 シャトルズワースか、キングが、非暴力の抵抗運動に奉仕するボランティアを募るアピール(an appeal for 非暴力の、 市役所や郡役所へのデモ行進、 哲学と方法について語った。 大衆集会が開かれた。その中心は、 最初の抵抗運動が展開された。抵抗運動は、ランチカウンターや図書館でのシットイン(坐 商店街での不買運動、 集会の最後に、 フリーダムソング (the freedom songs) であった。 ラルフ・アバナシー (Ralph Abernathy, 1926-1990) 教会でのニールイン(ひざまずき)であった。 キング

る武器をも放棄するように勧めた。 .進に送り出さないことを明らかにしていた。同時にわれわれは彼らが身につけているかもしれない 1 わ ń は暴力を受けても報復せずに我慢することを、 何百人という人々がこのアピールに答えた。 自分自身とわれ われに確信させない 者はだれ

invitational periods)」に似ていた。 ボランティアを募るやりかたは、 教会の礼拝で、 招きに応じて、 出席者に対して教会に所属するように呼びかける「招きの時 群れをなして人々が前に出ていった。® 間(the

る人々などとも、会合をもった。そのなかでも、特に牧師たちに、キングは、次のように言っている。 大衆集会のほかにも、キングたちは、実業界や専門職の人々、牧師たち、キングたちを「よそ者」と見なしてい

獄を味わわせる社会的条件を無視しながら、牧師たちに天国の栄光をほめたたえさせるのだと、示唆した。 牧師たちに対しては、私〔キング〕は個人的救済(individual salvation)の福音を補う(supplement)た めの社会的福音(social gospel)の必要性を強調した。私は、「干からびた」宗教だけが、人々に地上の地

のデモ行進を非難する公開声明を発表した。 よる抵抗運動禁止命令違反のかどで、逮捕された。 一九六三年四月一二日の聖金曜日に、キングは、デモ行進を決行し、州巡回裁判所(a state circuit court)に 同日、バーミングハムの八人の白人聖職者たちが、キングたち

#### バーミングハムの白人聖職者たち

には同年一月一六日と同年九月七日にも出されている。そのことはあまり知られていない。 バーミングハムの白人聖職者たちによる声明は、一九六三年四月一二日の声明が最もよく知られているが、

年九月七日に出された白人聖職者たちの署名の間には、少しの異同がある。ここで、その異同を明らかにしておき 九六三年一月一六日に出された白人聖職者たちの署名、 同年四月一二日に出された白人聖職者たちの署名、

月一六日に出された白人聖職者たちの署名は、以下の通りである。

ノーラン・ハーモン (Nolan B. Harmon, 1892-1993, 主教、 メソジスト)

ポール・ハーディン(Paul Hardin, 1903-1996, 主教、 メソジスト)

シー・カーペンター (C. C. J. Carpenter, 1899-1969, 主教、 エピスコパル)

ジョセフ・ドゥリック (Joseph A. Durick, 1914-1994, 準主教、 カトリック)

アール・ストーリングズ (Earl Stallings, 1916-2005, 牧師、 バプテスト)

ジョージ・マレイ (George M. Murray, 1919-2006, 主教補佐、エピスコパル)

ミルトン・グラフマン (Milton L. Grafman, 1907-1995, ラビ)

以上のほかに、 エドワード・ラメージ (Edward V. Ramage, 1908-1981, ソテリオス・グーヴェリス (Soterios D. Gouvellis, 長老派教会会議議長、 司祭、 ギリシャ正教)、ユージン・ブラッ 長老派

(Eugene Blackschleger, ラビ)、ジェイ・ビール (J. T. Beale, 秘書兼ディレクター)

クシュレージャー

ĺ ドゥリック、グラフマン、マレイ、ラメージ、ストーリングズである。

四月一二日に出された白人聖職者たちの署名順は、

ハーモン、ハーディン、カーペンタ の右から八名の署名者と同じである

一月一六日に出された右記

が、

順序が異なっている。

一二日に出された白人聖職者たちの署名は、

189

リック、ストーリングズ、マレイ、グラフマンである。 <sup>(3)</sup> 派教会会議議長、長老派)が署名している。署名順は、ハーモン、ハーディン、カーペンター、クロウェル、ドゥ 九月七日に出された聖職者たちの署名は、ラメージに代わって、ジョン・クロウェル(John M. Crowell,

ヴァリストたち (revivalists)、改革者たち (reformers)、そしてカルヴィニストたち (Calvinists) であった。 守的な神学者たち(conservative theologians)、社会的福音の擁護者たち(Social Gospel advocates)、リヴァイ 奇妙な混合グループ(a curious blend)であった。すなわち、リベラルな知識人たち(liberal intellectuals)、保 三人とは、カーペンター、マレイ、グラフマンのことであり、たった一人とは、グラフマンのことである。 か、バーミングハムに残らなかった。一九七一年までには、たった一人しか、バーミングハムに留まらなかった。 あった。公式名はなかったが、グループ内では和解の委員会(the Committee of Reconciliation)と呼んでいた。 レイ)、バプテスト派一人(ストーリングズ)、長老派一人(ラメージ)、カトリック一人(ドゥリック)、ユダヤ教 一人(グラフマン)、の構成であった。また、このグループは、ジョナサン・バス(Jonathan Bass)によれば このグループは、一九六三年に、時々集まっていた。このグループは、非公式のグループ(informal group)で 右記からわかるように、メソジスト派二人(ハーモンとハーディン)、エピスコパル派二人(カーペンターとマ 一九六三年四月、キングたちによるデモが行われた後の一年六か月以内に、このグループ(八人)のうち三人し

### 四 バーミングハムの白人の聖職者たちによる一九六三年一月一六日の声明

月一六日の声明は、「白人牧師たちによる法と秩序についての声明 (The White Ministers' Law and Order

Statement)」とも言われるが、 聖職者たち自身は、 「法と秩序と良識への訴え (An Appeal for Law and Order and

Common Sense)」と言っている。

segregation)に向かって、すなわち主として白人たちに向かって、 この訴えは、 誰に向かってなされたのか。 バスによれば、 人種隔離廃止に反対する者たち (the opponents なされた。このことは、 これまでの研究では of

つ

明らかになっていなかった点ではないか。

て、 くだけであると、 かかわらず、 人たち)はこの変化に反対しており、 この訴えをなすに際して、白人聖職者たちの認識は、どういうものであったか。聖職者たちは、 アラバマ州の学校では人種隔離が廃止されるであろうと、まず認識している。 また、聖職者たちは、扇動的で反抗的な声明は、 聖職者たちは、 している。 これらが、 白人たちによる大胆な反抗(defiance)は、 聖職者たちも南部人として、白人たちの反対を理解できるとしている。 聖職者たちの認識であった。 暴力と不一致と混乱と愛する州 正しい答えでも解決でもないと、 多くの誠実な人々 (アラバマ州) 法廷の裁定によ の不名誉を導 (すなわち白 してい にも

以上の認識をもとにして、 聖職者たちは、 白人たちに以下の提言をする。

- 1 憎しみと暴力 を得られ (hatred and violence) は、 アメリカの宗教的および政治的伝統においては支持 (sanction)
- 2 法および社会変化についての意見の相違は、 version) を導くものではな 決して大胆な反抗や無秩序や転覆(defiance, anarchy, and sub-
- 3 法廷と議会は法律を検討して変える権限をもっているが、 法律は個人の気まぐれによって (by whims of in-

# dividuals)無視されることができるものではない。

- 4 国民は、 までは、 アメリカ人の生活のしかたは、法廷の裁定への服従による。 憲法を修正したりあるいは適切なアクションを通して裁判官を弾劾する権利をもっているが、それ
- 5 もしだれもの自由(freedom)が同じように護られなければ、どの人の自由も安全ではない。
- 6 言論の自由は、 やり返しやいやがらせを受けるという恐れなく、保たれそして行使されなければならない。
- すべての人間は、神の像(in the image of God)に造られている。すべての人間は、人間に属していると ころのあらゆる基本的権利と特権と責任をもっている同輩の人間として尊敬を受けるに値する。

7

求めて、 最後に、 声明に表わされている聖職者たちの思いに賛成してほしいと訴えている。 聖職者たちは、人種隔離廃止に反対する人々を含むすべての人々が、神の導き(divine guidance)

声明に対する、キングたちのリスポンスは表面上はない。 ーミングハムでのキングたちの最初の抵抗運動は四月三日であった。したがって、白人聖職者たちの一月一六日の 一月一六日の声明は、 前にも記したように、人種隔離廃止に反対するする者たちに向かってなされた。また、

## 五 バーミングハムの八人の白人聖職者たちによる一九六三年四月一二日の声明

た 同日、 九六三年四月一二日の聖金曜日に、キングは、デモ行進を決行し、抵抗運動禁止命令違反のかどで、逮捕され バーミングハムの八人の白人聖職者たちが、キングたちのデモ行進を非難する公開声明を発表した。

牧師たちによる聖金曜 ラバマ州の八人の聖職者たちによる公的声明 この声明は、 几 月 二日 :の声明は、「アラバマ州の聖職者たちによる声明 誰に向 なされた。 かってなされたのか。バスによれば、これは、 日の声明 (The White Ministers' Good Friday Statement)」 シや、 (Statement by Alabama Clergymen)」 りか 人種隔離廃止論者に向かって、 言われている すなわち統合 ーア

論者たちに向かって、

problems) 賢明でもなく (unwise)、時宜にかなってもいない 行動は [月一二日のこの声明において、一月に「法と秩序と良識への訴え」という声明を出して以来、 しかしながら、今や黒人たちによって一連のデモ行動 一部分、 に関して建設的で現実的なアプローチが一定的になされていることを、 よそ者(outsiders)によって指導されていると、 (untimely) りん (demonstrations) 聖職者たちは言う。 聖職者たちは述べている。 がなされており、そしてそのデモ 聖職者たちはまず評価 加えて、 そのデモ行動は 人種 問題 してい (racial

聖職者たちは、 法廷 (courts) 言っている。 黒人と白人双方の人種隔離廃止論者に向かって、 で(これは一月の声明でも強調されていた)、 また交渉 人種問題は、 (negotiation) 街頭でのデモ行動によ で解決されるべきであ ってでは

聖職者たちは、 特に黒人たちに、 デモ行動を支持することから撤退するように、 促してい

#### 六 マーティン・ルーサー・キング・ジュニアの獄中書簡

キングは、 四月一二日付の、 八人の白人聖職者たちによる声明に対して、 獄中から、 四月一 六日付で書簡を記す。

主たる内容は、以下の通りである。

ference)の議長であること、また南部キリスト教指導者会議の組織には八五の加盟団体があり、ここアラバマ・ 人種的不正義(racial injustice)が存在するからである、と言う。 こちらの理由がもっと根本的であるが――、キングは、自分がバーミングハムにいるのは、ここバーミングハムに はここアラバマに組織上の連携をもっていると言えること、によるとキングは説明する。二つ目の理由として― キリスト教人権運動(the Alabama Christian Movement for Human Rights)はその加盟団体であるので、自分 は、自分は南部のすべての州で活動している南部キリスト教指導者会議 (the Southern Christian Leadership Con-えなければならない、と言う。バーミングハムにいる理由として、キングは、二つの理由を挙げている。その一つ 第一に、キングは、 白人聖職者たちに対して、自分がなぜここバーミングハムにいるのかということについて答

うが、黒人がなぜそうせざるをえないのかについて、彼らは理解していないと、キングは言う。この点に関して、 貫して、まったく想像力が欠如している。そのことは、白人聖職者たちによる三回の声明の確固たる特徴であると すなわち黒人がなぜシットインやデモ行進のような直接行動をせざるをえないのかについて、白人聖職者たちは一 第二に、黒人はなぜシットインやデモ行進のような直接行動(direct action)をするのかと白人聖職者たちは言

justices exist)をし、また交渉(negotiation)しようとし、さらに自己浄化(self-purification)の努力をするが それでも事態が改善されないとき直接行動を起こすのであると、説明する。 する。 すなわち、 不正義が存在するか否かを決定する事実の収集 (collection of the facts to determine whether in-キングは、黒人が直接行動をとるとき、それに先立つ基本的段階(basic steps)を踏まえているのだと、

3

11 ちは交渉に応じようとはしなかった。それにもかかわらず、 第一に」のところで、 黒人指導者たちはバーミングハムの白人指導者たちと交渉しようと試みたが、バーミングハムの白人指導者た 明らかになったように、バーミングハムには人種的不正義が存在することは否定できな 黒人の側は、 自己浄化の努力を重ねてきた。 たとえば

一十戒」の誓約である。その内容は、 以下の通りである。

1 日ごとにイエスの教えと生涯について瞑想せよ。

2 バーミングハムにおける非暴力運動は、 正義と和解を求めるものであって、 決して勝利を求めるものではな

いことを、常に覚えよ

5 4 愛の精神で歩き、 万人が自由になるために、 かつ語れ、 神に用いられるよう、 なぜなら神は愛であるから 日ごとに祈

味方だけでなく、敵に対しても、 万人が自由になるために、 個 人的 普通の礼儀作法を守れ。 願望は捨てよ

8 こぶしと舌と心の暴力を抑えよ。 7 6

!者と世界のために、

絶えず奉仕するように努めよ。

9 精神と身体の健康を保て。

10 運動とデモの指揮者の指示に従え、

以上のように、 黒人の側では自己浄化に努めているが、 白人の指導者たちは黒人との交渉に応じようとはしない。

そこで、黒人たちは、直接行動を起こすことによって、交渉の扉を開けようとしているのである。

いるのだと、キングは応答する。 で待て(Wait!)と言っているが、黒人たちは――もう三四〇年以上も待ち続けて―― 第三に、白人聖職者たちは、バーミングハムにおけるキングたちの行動は時宜に適していない -もはや待てない限度にきて (untimely) S

personality) ものである。 ングは言う。それでは、正しい法とはどういう法か。不正な法とはどういう法か。キングによれば、 法には正しい法と不正な法(just laws and unjust laws)の二種類があり、不正な法には従ってはならないと、キ 人間の人格を高める (uplift human personality) ものであり、不正な法とは人間の人格を貶める (degrade human 第四点は、法(Law)に関することである。黒人たちは法を破っていると、白人聖職者たちは言うのに対して、 正しい法とは

キングは、今述べたことを用いて、 人種隔離(segregation)について、次のように言う。

済的、 る。人種隔離は、ユダヤ人哲学者マルティン・ブーバーの言葉を用いるならば、「われと汝」の関係を れとそれ」の関係に代えてしまい、結果として人間を物に変えてしまう。それゆえ人種隔離は、 ある。それは、 あらゆる人種隔離の法令は不正な法である。なぜなら人種隔離は、人間の魂を歪め、人格を傷つけるからで および社会的に不健全であるのみならず、道徳的にも間違いであり罪深いものである。 人種隔離する側に誤った優越感を与え、人種隔離される側に誤った劣等感を与えるからであ

第五に、キングは、 二つの失望 (disappointment) を、 表明している。最初の失望は、 白人穏健派 (the

moderate) と言っているが、キングは、過激であるか否かが問題ではなく、 Klux Klan) に対してではなく、 正義の拡大のために過激であることが必要とされていると、 明を出した白人の聖職者たちもそのなかに含まれる)は、 に対してである。 白人市民会議 白人穏健派に失望していると、キングは明らかにしている。その白人穏健派 (the White Citizen's Council) キングたちの非暴力抵抗運動を過激である 、述べている。 いかなる種類の過激かが問題であるとしたうえで、 やク・クラックス・クラン (extreme) () Ku

ある。 の「いくらかの高貴な魂 命の続く限りそこに忠実に留まろうとしている福音の牧者として、言っているのである」と、言う。 て言っているのではなく、「そのことを、 二つめの失望は、 第六に、キングは、 キングは、 彼らを 白人教会とその指導者たちに対してである。しかし、キングは、その失望を否定的批判者とし 以上のような失望にもかかわらず、 「暗黒の失望の山に希望のトンネルを掘った」人々と、言っている。 (some noble souls)」が、パートナーとしてキングたちの運動に加わってくれたからで 教会を愛し、 その胸の中で育てられ、 希望をもっていると、言う。 その霊的祝福で支えられ、 なぜなら、 キングが希望をも 白人たちの そして

will of God) なかにアメリカの聖なる遺産と神の永遠の意志 ている、 もう一つのことは、 が具体的に表わされていると言えることである、と言う。 黒人たちの運命 (destiny) とアメリカの運命は結びついており、 (the sacred heritage of our nation [America] and the eternal 黒人たちの要求の

### 七 バーミングハムの八人の白人聖職者たちによる一九六三年九月七日の声

九月七日の声明は、 「白人牧師たちによる反暴力の 声 明 

も言われている。

士の家が爆破されたり、デモや暴動が起きたりした。 令によって、統合された)。また、九月四日には、バーミングハムで黒人の市民権獲得のために活動していた弁護 統合命令を中止するようにという命令であった(しかし、実際には九月一〇日までに、一定数の学校が裁判所の命 た。すなわち、 この声明の背景には、次のようなことがあった。ウォーレス知事が、アラバマ州警察に対して、次のことを命じ 裁判所の禁止命令が出されるまで、アラバマ州の小学校と中学校および高等学校の、 裁判所による

ない。強いて言えば、白人と黒人の両人種を含む市民(the citizens)に対してなされたと言えよう。 向かって、なされた。今回の第三の声明が誰に向かってなされたかは、 主として白人たちに向かって、なされた。第二の声明は、人種隔離廃止論者に向かって、すなわち統合論者たちに この声明は、 誰に向かってなされたのか。第一の声明は、 人種隔離廃止に反対する者たちに向かって、すなわち 第一の声明と第二の声明ほど、

というのも、この声明が、バーミングハム運動と八月二八日のワシントン大行進でキングが成功をおさめたのちに、 時宜に適さない」で、出されたからであろう。 また、今回の声明は、 量的にも少なく、内容においても拡散的かつ抽象的であり、全体的にインパクトが

#### 八 おわりに

には同年一月一六日と同年九月七日にも出されているので、 バーミングハムの白人聖職者たちによる声明は、一九六三年四月一二日の声明が最もよく知られているが、 延べ三回出されていることになる。また、 それら三つ

意識されることが少なかったのでは

ない

か

きる。

0 击 明 特に日本においてはそうである Ó り内容は、 変化していっている。 そのようなことについては、 これまでの研究ではあまり知られてい なかっ

されたと言えよう。これら三つの声明が誰に向 かってなされたかは 第二の 第 声 の 明は、 声 明 は 人種 人種 隔離廃止論者に向かって、 第一の声 隔離廃止に反対する者たちに向かって、 明と第二の声 ,明ほど明らかではない すなわち統合論者たちに向かって、なされた。 かってなされたかについても、 すなわち主として白人たちに向 が、 白人と黒人の両 日本におけるこれまでの研究では 人種を含む市民 第三の か つて、 声 なされ に対 明が してな 誰 に向

者たちの想像力の欠如を露呈することになることを、 とである。 ならびに人種 白人聖職者たちによる三回 白 人聖職者たちがこれらのことを強調すればするほど、黒人たちの置かれている状況に対する白人聖職 問題は街頭でのデモ行動によってではなく「法廷」 0 声明に共通していることは、 白人聖職者たちはまったく理解していない、 どの声 で解決されるべきであること、 明においても、 「法と秩序」 が大事であること、 を強調しているこ と言うことがで

.ると白人聖職者たちが非難したことに、キングはこだわった。 ・ミングハムに関係のない「よそ者 白人聖職者たちによる声明に対して、 (outsiders)」たちにより、 キングは何にこだわって応答したか。 また 「時宜に適さないで (untimely)」、 第 に、 キングたちのデモ行 なされて が

は従ってはならないと、 正な法とがあ 第 白人聖職者たちが、 ŋ 正しい 法は 応答した。 人間の 終始一貫して 人格を高めるが、 「法の遵守」を強調 不正な法は人間の人格を貶めるものであるので、 したのに対して、 キングは、 法には正 不正 11 立な法に 法と不

キリスト教の真正性を問う運動でもあった」。 人たちとともに闘った公民権運動は、一面においてたしかに政治的、社会的運動であったとともに、 霊的祝福で支えられ、そして命の続く限りそこに留まろうとしている福音の牧者」ではないかと、キングは、白人 日本におけるキング研究の第一人者である梶原は、 における黒人の人権運動はキリスト教と深く結びついたものであったと、思わざるをえない。そのことについて、 聖職者たちに語りかけている。キングのこういう在りように、筆者は、日本における人権運動と違って、アメリカ 第三に、声明を出した白人聖職者たちもキング(たち)もともに、「教会を愛し、その胸の中で育てられ、 次のように述べている。筆者も同じ考えである。「キングが黒 他面において 、その

#### 注

- $\widehat{\underline{1}}$ この日付は、 Birmingham Jail" (Baton Rouge, LA: Louisiana State University Press, 2001), 135. Blessed Are the Peacemakers: Martin Luther King, Jr., Eight White Religious Leaders, and the "Letter from キングが獄中書簡を書き終わった日ではなく、書き始めた日であるとの見方もある。Jonathan
- 2 黒崎真「アメリカ公民権運動における教会の役割再考」『アメリカ史研究』第三一号、二〇〇八年、八一頁
- (3)一九六三年一月一四日の州知事就任演説で、「人種隔離を今日も、人種隔離を明日も、 人種隔離を永遠に」と述べた。
- $\widehat{4}$ ブラウン対カンザス州トペカ市教育委員会の裁判において、全員一致により、公立学校における人種隔離は憲法違反 であるとの判決が下された。
- 5 シャトルズワースは、一九二二年に生まれ、一九五一年にセルマ大学を、一九五三年にアラバマ州立カレッジを、卒 業している。バーミングハムのベテル・バプテスト教会(Bethel Baptist Church)の牧師である。 メンバーの一人である。 SCLCの創立

8

- 6 Clayborne Carson, ed., The Autobiography of Martin Luther King, Jr. (New York: Intellectual Properties 研究 Management, Inc. and Warner Books, 1998), 170-86; クレイボーン・カーソン編『マーティン・ルーサー・キン である。 点で良書である。 論文 グ自伝』梶原寿訳、 また梶原の翻訳がわかりやすいこと、 頁において、「同書 と『マーティン・ルーサー・キング自伝』を使用することにする 「マーティン・ルーサー・キング・ジュニアにおけるキリスト教実践 [黒崎の博士学位請求論文] では引用としては使用しないことにする」と記している。 しかし、 しかし、文章のどこからどこまでがどの出典によってつながれているか不明な場合があるため、 本稿で取り扱っている範囲に関する限り、 日本基督教団出版局、 [The Autobiography of Martin Luther King, Jr.] の二つの理由により、 二〇〇一年、二〇四一二二三頁。 本稿では The Autobiography of Martin Luther King, 黒崎が指摘するようなネガティヴな影響は受けないこと ―アメリカ公民権運動と黒人教会―」の は、 黒崎は、 キングの思想と活動全体を理解する 筑波大学博士(文学)学位請求 筆者も黒崎の考えに賛成
- 7 Carson, ed., 178;カーソン編、
- Ibid., 179;同書、 Ibid., 178-79;同書、 三四—— 二一四頁。

五頁。

Ibid., 179; 恒 書 四頁。

10 9

- 11 Bass, 234.
- 12 Ibid., 236
- 14 13 Ibid., Ibid., 257-58

Ö

- 15 Ibid., Ö
- 17 16 Ibid., Ibid., 10. , 292.
- 18 Ibid., 19.

- 20 Ibid., 233-34
- 21 Ibid., 234.
- 四月一二日の声明は、 出版社、二〇〇〇年)の六五―六六頁において、要約している。その要約も参照していただきたい。 梶原寿が、その著『み足の跡をしたいて-キング牧師における信仰のかたち (新教
- $\widehat{23}$ Bass, 19.
- 24 Ibid., 235.
- 26 Ibid., 236. Ibid., 236.
- 27 Carson, ed., 188;カーソン編、

- 28 Ibid., 189;同書、二二六頁。
- Ibid., 189;同書、二二六頁。
- 30 Martin Luther King, Jr., Why We Can't Wait (New York: A Signet Classic, 1964), 51. 梶原寿『マーティン・L キング』清水書院、一九九一年、一三九─一四○頁。梶原『み足の跡をしたいて』、五九─六○頁。
- 32 31 Carson, ed., 191-92;カーソン編、二二八一二二九頁。
- Ibid., 193;同書、二三〇頁。
- 33 Ibid., 193;同書、二三〇頁。
- Ibid., 195-98;同書、二三二—二三六頁

34

- 35 Ibid., 199;同書、二三七—二三八頁。
- 36 Ibid., 201-02;同書、二四〇—二四一頁。
- Bass, 180. バスによれば、この人物はアーサー・ショーズ(Arthur Shores)である。
- 38 Bass, 180.
- 39 Ibid., 19.
- Ibid., 257.

41 そのことについては、 本稿のキング獄中書簡のなかの「第一に」と「第三に」で述べている。

また、

次も参照してい

 Ibid., 199; 同書、二三八頁。

42

43

梶原『マーティン・L・キング』、一五二頁。